

令和3年7月15日

報道機関各社 御中

連絡先	
課係名（施設名）	農業委員会事務局
電話番号	0598-53-4136

1. 発表事項

松阪市空家バンク制度を利用して空き家に附随する農地を取得する場合の下限面積の引き下げについて

2. 目的

飯南、飯高など中山間地域での空家バンク制度における空き家及び空き家に附随する農地の取得に関し、当該附随農地の取得できる下限面積を引き下げることにより中山間地域への移住促進に寄与するとともに、耕作放棄地の更なる発生の抑制にもつながる。

3. 施行日

公表の日から施行（令和3年7月15日告示予定）

4. 内容

農地の取得については農地法において制限があり、一定の面積（下限面積）以上を耕作している者でないと取得できないこととなっている。その耕作面積は原則50アール以上とされているが、農地法第3条には下限面積の特例を設けることを可能としており、松阪市においては別紙のとおり一部地域における下限面積を定めて農地取得の基準としているところである。

これまで飯南、飯高、嬉野（宇気郷・中郷）地域においては、松阪市空家バンク制度を利用して空き家及び空き家に附随する農地を取得（貸借又は売買）し定住する場合の下限面積を平成29年4月以降1アールとしてきたところであるが、更に下限面積を引き下げることにより、空家バンク制度の利用者の選択肢が広がり移住促進に寄与するとともに、耕作放棄地の更なる発生の抑制にもつながり、地域の活性化が期待できるところである。

よって、今回、飯南、飯高、嬉野（宇気郷・中郷）地域において松阪市空家バンク制度を利用して定住する場合に適用する附随農地を取得する場合の下限面積を1アールから1㎡に改める。